

第1回 川西市損害評価会次第

日時：平成27年6月19日(金)

午前10時～

場所：川西市役所 5階 502会議室

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. あいさつ
4. 仮議長の選任
5. 議事録署名人の選任
6. 協議事項
 - (1) 正副会長の互選について
 - (2) 損害評価事業の日程等について
7. その他
8. 閉会

川西市損害評価会委員歴代名簿

◎ 会長 ○ 副会長

区分	川西地区				多田地区				東谷地区			
昭和 54	◎ 濱増弘	出在家	○ 前田馬吉	東多田	○ 橋本繁市	東畦野						
55	坂田清太郎	加茂代	木田実	矢問谷	中井敏雄	一庫川						
56	多田佐智夫	久代	福井藤市	柳谷	畑中透	黒川						
57	○ 中西二男	萩原	○ 佐渡常雄	平野	今北武二	西畦野						
58	中篠木幹男	加茂代	中村常英雄	東多田	中武満	笹部川						
59	多田佐智夫	久代	大村向英実	若宮	◎ 畑中透	黒川						
60	○ 中西二男	萩原	◎ 前野弘治	新田	今北武二	西畦野						
61	中大田好	加茂代	岡野本重貫	石道生	○ 中滝尾和雄	笹部庫						
62	大吉川進	久代	上西俊治	芋生	今北武二	西畦野						
平成 63	◎ 中山西二男	萩原	上西俊治	西多田	○ 中滝尾和雄	西畦野						
元 2	山西二時光	加茂代	秋庭寛庄	多田院	○ 中滝尾和雄	笹部庫						
3	荒木孝雄	萩原	上山喜久雄	東多田	福田喜芳	東畦野						
4	○ 城木孝一	加茂代	○ 木山善美	矢問谷	◎ 中清水武夫	笹部崎						
5	岸上義明	久代	乙宗善静	柳	清水平	国崎						
6	○ 荒篠木孝雄	萩原	岡本道男	平野	○ 福田喜芳	東畦野						
7	荒篠木重男	加茂代	◎ 木田善美	矢問宮	○ 小坂口元義	笹部黒川						
8	岡本正巳	久代	守本善和	若宮	小水	黒川						
9	角野芳美	火打	平井三治郎	新田	藪本茂利	山原部						
10	坂上晋一	加茂代	平井信也	西多田	○ 小坂本明次	一庫						
11	◎ 田中政弘	久代	○ 仲植勉	石道	○ 小坂本明次	一庫						
12	加茂豊員	火打	大藪幸男	東多田	福武明男	東畦野						
13	○ 篠木征平	加茂代	○ 辻福本昭夫	多田院	◎ 米澤寛莊	山下崎						
14	古江平剛	久代	福本昭夫	芋生	○ 米澤寛莊	国崎						
15	正本啓一	榮根	滝本泰博	矢問松	○ 畑原博修	西畦野						
16	正西口正久	加茂代	◎ 今松仲明	赤柳	○ 畑原博修	笹部川						
17	○ 西田久雄	久代	松井和繁	谷	畑中隆	黒川						
18	井出武和	出在家	中山西徳雄	新田	西本保	山原部						
19	◎ 篠岡木良信	加茂代	○ 山守本修国	石道	○ 西野井修裕	一庫						
20	岡木良信	久代	守本修国	若宮	○ 西野井修裕	一庫						
21	中大谷雅好	火打	今西光三	西多田	植田義正	東畦野						
22	大田一裕	加茂代	○ 菊本内静昌	多田院	◎ 西野西修勝	笹部川						
23	○ 久代一國	加茂代	荒内昌彦	芋生	○ 西野西修勝	黒川						
24	○ 阪増上善一	加茂代	前田三千雄	東多田	福田義久	山原庫						
25	増井藤一	久代	◎ 谷垣内敏一	矢問松	○ 磯邊孝秀	一庫						
26	正本啓一	榮根	谷垣内敏一	赤柳	○ 菊本秀明	西畦野						
27	篠木善和	加茂	山田武司	平野	橋本信一	東畦野						
28	西田信治	久代	天津恭至	柳谷	橋本秀明	西畦野						
29	西田信治	久代	天津恭至	柳谷	橋本秀明	西畦野						

川西市損害評価会委員報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、川西市損害評価会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償並びに農業共済連絡員（以下「連絡員」という。）の手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 この委員の報酬額及び連絡員の手当は、次のとおりとする。ただし、当該年度の予算の範囲内とする。

川西市損害評価会会長 日額 13,100円

同委員 日額 11,100円

農業共済連絡員手当 年間 5,000円（水稻引受地区のみ）

(費用弁償)

第3条 この委員の旅費の額は、市長相当額以内で任命権者が別に定めるものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員の報酬及び費用弁償並びに連絡員の手当等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

川西市損害評価会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市農業共済条例（昭和42年川西市条例第41号。以下「条例」という。）第87条第2項の規定に基づき、条例に別に定めのあるもののほか、川西市損害評価会（以下「損害評価会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副会長)

第2条 損害評価会に、副会長1人を置く。

- 2 副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

(会議)

第3条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 損害評価会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議事録)

第4条 議長は、会議の議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した委員の氏名、議事の要領その他議長が必要と認めた事項を記載し、議長及び会議において議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第5条 損害評価会の庶務は、市民生活部生活活性室産業振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

○川西市農業共済条例

第5章 損害評価会

(設置)

第82条 市に、損害評価会を置く。

2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第83条 損害評価会は、前条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱した委員13人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第84条 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によつて選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

2 任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(会長)

第85条 損害評価会に会長を置く。

2 会長は委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

第86条 削除

(会議)

第87条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

2 損害評価会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が損害評価会に諮つて定める。

損害評価事業の日程

日 程	処 理 事 項
4月17日～5月11日	水稻共済細目書異動申告票（営農計画書）のとりまとめ （市⇒生産組合長⇒農家⇒生産組合長⇒市）
6月上旬～中旬	病虫害損害防止事業補助（市⇒農協⇒生産組合）
6月19日	第1回損害評価会（会長、副会長の互選）
7月上旬～中旬	転作確認（生産組合、市、農協）
7月中旬～下旬	掛金納入通知書の送付（市⇒生産組合長）
8月1日～20日	掛金徴収及び納入（生産組合長⇒市）
8月25日	第2回損害評価会（引受状況） 損害評価委員対象の損害評価研修会
8月下旬～10月上旬	損害評価野帳のとりまとめ（生産組合長⇒市）
9月上旬～10月下旬	損害評価（抜取り・坪刈り調査・損害評価会）
10月29日	第3回損害評価会（当初評価高）
11月上旬	当初評価高の決定及び報告（市⇒連合会）
12月上旬～中旬	当初評価高案に係る共済減収量の認定（連合会⇒市）
12月下旬	共済金の支払い（市⇒生産組合長⇒農家）
1月中旬	無事もどし金の支払い（市⇒生産組合長⇒農家） 領収書の提出（農家⇒生産組合長⇒市）

平成27年度 川西市損害評価委員の日程表（予定）

日 程	時 間	場 所	会議内容
6月19日(金)	午前10時～	市役所5階502会議室	第1回損害評価会
	午前11時～	市役所5階502会議室	建物共済推進協議会役員会
6月25日(木)	午後2時～	市役所2階202会議室	建物共済推進協議会総会
8月25日(火)	午前10時30分～	市役所2階202会議室	第2回損害評価会
	午後1時～	猪名川町(イナホール)	市町損害評価委員等研修会
8月下旬～9月中	その都度調整	現地圃場	被害圃場にて損害評価
10月29日(木)	午後4時～	市役所2階202会議室	第3回損害評価会(答申)
	午後4時30分～		建物共済推進協議会役員会
11月19日(木)	午後3時～	市役所2階202会議室	建物共済推進説明会

※上記の日程は予定です。変更があった場合、状況等に応じて調整し連絡いたします。

川西市損害評価会委員名簿

	選出地区	氏 名	備考
1	川 西	篠 木 善 和	
2	川 西	西 田 信 治	
3	多 田	山 田 武 司	
4	多 田	天 津 恭 至	
5	東 谷	橋 本 信 一	
6	東 谷	菊 本 秀 明	

※ 任 期 平成27年4月1日～平成30年3月31日(3年間)